

鶯園ホームヘルパーステーション(指定訪問介護)料金表

指定訪問介護

(1) 介護保険の給付対象となるサービス

<サービス利用料金>

それぞれのサービスについて、平常の時間帯（午前8時から午後6時）での料金は次の通りです。

	サービスに要する時間	30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間半未満	1時間半以上 2時間未満
		身体介護	1. 利用料金	2,540円	4,020円
	2. うち介護保険から給付される金額	2,286円	3,618円	5,256円	6,003円
	3. サービス利用に係る自己負担額(1-2)	254円	402円	584円	667円
生活援助	1. 利用料金	—	2,290円	2,910円	—
	2. うち介護保険から給付される金額	—	2,061円	2,619円	—
	3. サービス利用に係る自己負担額(1-2)	—	229円	291円	—

☆ 身体介護が中心である指定訪問介護を行った後に、引き続き所要時間30分以上の生活援助が中心である指定訪問介護を行ったときの料金は以下のとおりです。

身体介護30分に引き続いて行う生活援助の訪問介護の所要時間	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間半未満
1. 利用料金	3,370円	4,020円
2. うち介護保険から給付される金額	3,033円	3,618円
3. サービス利用に係る自己負担額(1-2)	337円	402円

身体介護30分以上1時間未満に引き続いて行う生活援助の訪問介護の所要時間	1時間以上 1時間半未満	1時間半以上 2時間未満
1. 利用料金	4,850円	5,680円
2. うち介護保険から給付される金額	4,365円	5,112円
3. サービス利用に係る自己負担額(1-2)	485円	568円

身体介護1時間以上1時間半未満に引き続いて行う生活援助の訪問介護の所要時間	1時間半以上 2時間未満	2時間以上 2時間半未満
1. 利用料金	6,670円	7,500円
2. うち介護保険から給付される金額	6,003円	6,750円
3. サービス利用に係る自己負担額(1-2)	667円	750円

☆ 「サービスに要する時間」は、そのサービスを実施するために国で定められた標準的な所要時間です。

☆ 上記サービスの利用料金は、実際にサービスに要した時間ではなく、訪問介護計画に基づき決定されたサービス内容を行うために標準的に必要となる時間に基づいて、介護給付費体系により計算されます。

☆ 平常の時間帯（午前8時から午後6時）以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。割増料金は、介護保険の支給限度額の範囲内であれば、介護保険給付の対象となります。

・夜間（午後6時から午後10時まで）：25% ・早朝（午前6時から8時まで）：25% ・深夜（午後10時から午前6時まで）：50%

☆ 初回訪問時及び緊急時には初回加算200円（月額）及び緊急時訪問介護加算100円（1回）を頂きます。

☆ 訪問介護養成研修3級課程（ヘルパー3級）修了者による身体介護サービスについては、表の利用料金の30%が割り引かれます。

☆ 2人の訪問介護員が共同でサービスを行う必要がある場合*は、ご契約者の同意の上で、通常の利用料金の2倍の料金をいただきます。

*2人の訪問看護員でサービスを行う場合（例）

- ・体重の重い方に対する入浴介助等の重介護サービスを行う場合
- ・暴力行為などが見られる方へサービスを行う場合

☆ ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

① 介護保険給付の支給限度額を超える訪問介護サービス

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額がご契約者の負担となります。

☆ 平常の時間帯（午前8時から午後6時）以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。

・夜間（午後6時から午後10時まで）：25% ・早朝（午前6時から8時まで）：25% ・深夜（午後10時から午前6時まで）：50%

☆ 訪問介護養成研修3級課程修了者による身体介護サービスについては、表の利用料金の30%が割り引かれます。

☆ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

(3) 交通費

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。

料金：通常の実施地域を越えた地点から 片道 5km以上20km未満1回につき 500円 片道20km以上1回につき 800円

鶯園ホームヘルパーステーション(指定介護予防訪問介護)料金表

指定介護予防訪問介護

(1) 介護保険の給付対象となるサービス

<サービス利用料金>

☆ 利用料金は1ヶ月ごとの定額制です。介護予防サービス計画において位置づけられた支給区分によって次のとおりとなります。

☆ 契約者の体調不良や状態の改善等により介護予防訪問介護計画に定めた期日より利用が少なかった場合、又は介護予防訪問介護計画に定めた期日より多かった場合であっても、日割りでの割引又は増額はしません。

支給区分	I (おおむね週1回)	II (おおむね週2回)	III (おおむね週3回)
1. 利用料金	12,340円	24,680円	40,100円
2. うち介護保険から給付される金額	11,106円	22,212円	36,090円
3. サービス利用に係る自己負担額(1-2)	1,234円	2,468円	4,010円

☆ 月ごとの定額制となっているため、月の途中から利用を開始したり月の途中で終了した場合であっても、以下に該当する場合を除いては、原則として、日割り計算は行いません。

- 一 月途中で要介護から要支援に変更となった場合
- 二 月途中で要支援から要介護に変更となった場合
- 三 同一保険者管内での転居等により事業所を変更した場合

☆ 月途中で要支援度に変更となった場合には、日割り計算により、それぞれの単価に基づいて利用料を計算します。

☆ 初回訪問時及び緊急時には初回加算200円(月額)を頂きます。

☆ 訪問介護養成研修3級課程(ヘルパー3級)修了者によるサービスについては、表の利用料金の20%が割引がかかります。1ヶ月に1回でも3級ヘルパーによるサービス提供があった場合には月の利用料全体から20%が割引がかかります。

☆ ご契約者がまだ要支援認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。また、介護予防サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

① 介護保険給付の支給限度額を超える訪問介護サービス

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額がご契約者の負担となります。

② 複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

1枚につき 10円

☆ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

(3) 交通費

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。

料金：通常の実施地域を越えた地点から 片道 5km以上20km未満1回につき 500円 片道20km以上1回につき 800円